

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、応急手当の普及啓発活動について、普及講習の標準的な実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

(普及啓発活動の計画的推進)

第2条 消防長は、市内各区域内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資機材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の推進に努めるものとする。

2 消防長は、応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

(応急手当の普及項目)

第3条 住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む）の他、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し、傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

(住民に対する普及講習の種類)

第4条 住民に対する標準的な講習は次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2及び別表2のとおりとする。

講習の種別	主な普及項目
普通救命講習Ⅰ・Ⅱ	心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法。対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。
上級救命講習	心肺蘇生法（成人・小児・乳児・新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法

- 2 普及講習の講習細目については別表に定める。
- 3 普及講習の修了者に対して2年から3年間隔で再講習を受講するよう指導する。

(普及講習の実施)

第5条 普及講習は、救急課長が主となり署長の協力のもと実施する。

(修了証の交付)

第6条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習Ⅰ・Ⅱ又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式1、別記様式1の2又は別記様式3に定める修了証を交付する。

- 2 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導

する普通救命講習Ⅰ・Ⅱを修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式2又は別記様式2の2に定める修了証を交付する。

3 消防長は、修了証を交付したときは、要領に定める別記様式に記録する。なお、消防長が必要と認めて再交付した場合においても同様とする。

(応急手当指導員の認定等)

第7条 消防機関の行う普通救命講習又は上級救命講習の指導（市民の要請に応じて消防機関が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれにあたる。

2 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。

(1) 次のア又はイに該当する者で、別表3に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(2) 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表4に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

(3) 応急手当普及員の資格を有する者で、別表5に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

(4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

(応急手当指導員の免除対象要件)

第8条 応急手当指導員講習Ⅰの免除対象者は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第2項第1号アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者で所属長が推薦するものとする。

(2) 前条第2項第4号に該当する者は、医師及び看護師とする。

(応急手当指導員の養成)

第9条 消防長は、応急手当指導員の養成に努めるものとする。

2 消防長は、応急手当指導員養成講習の修了者が消防職員の場合は、その所属する消防本部の消防長に、また、消防職員以外の場合は、当該講習修了者の住所地を管轄する消防長に対して、当該講習を修了した旨を通知するものとする。

3 消防長は、他の機関から応急手当指導員講習修了者に関する通知があった時、当市の消防職員又は消防職員以外の者で当市に住所地を有する者については、応急手当指導員の認定及び名簿（別記様式4）への登録を行うものとする。

4 消防長は、応急手当指導員の住所地の変更について、管轄消防機関と相互に連絡するとともに、新たに当市の住所地を有することとなった者については、応急手当指導員の認定及び名簿への登録を行い、また、他の市町村へ住所変更した者については、名簿登録を抹消するものとする。

(応急手当指導員養成講習の講師)

第10条 応急手当指導員養成講習の講師については、医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有する者を充てるものとする。

(応急手当指導員の認定証の交付)

第11条 消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式4の応急手当指導員名簿に登録したのち、別記様式5又は別記様式5-1の認定証を交付する。なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当指導員の資格の有効期限)

第12条 応急手当指導員の認定(第6条第2項で規定する「普通救命講習I」に該当する者を除く。)については、資格認定日から3年(資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から3年)で失効する。ただし、失効前に別表6に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(応急手当普及員の認定等)

第13条 応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習I・IIの指導に従事するものとする。

2 応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

(1) 別表7に定める応急手当普及員講習Iを修了した者

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者で別表8に定める応急手当普及員講習IIを修了した者

ただし、ア又はイに該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職し、普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習IIを免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(3) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

(応急手当普及員の養成)

第14条 応急手当普及員の養成は、消防長が行うものとする。

2 第10条の規定は、応急手当普及員養成講習について準用する。

(応急手当普及員の認定証の交付)

第15条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式6の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式7の認定証を交付する。なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当普及員の資格の有効期限)

第16条 応急手当普及員の認定(第13条第2項第3号に定める者に関するものを

除く。)については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表9に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、さらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(認定の取り消し)

第17条 消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

(応急手当指導員等の責務)

第18条 応急手当指導員等は、市民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研鑽に努める。

2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮する。

3 消防長は、事業所又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導する。

(普及啓発用資機材の整備)

第19条 消防長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努める。

(感染防止上の配慮)

第20条 消防長は、市民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行う。また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の処置を行う。

(関係機関との連携)

第21条 消防長は、市民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力を努める。

(施行細目)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年11月1日 豊消防第69号消防長通知）
この要綱は、通知の日から施行する。

別記様式 1

普通救命講習Ⅰ修了証の様式

普通救命講習修了証			
		第	号
氏名			
	年	月	日生
上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有することを認定します。			
交付年月日	年	(年)	月 日
再講習年月日	年	(年)	月 日
(努めて2～3年毎に受講してください)			
豊中市消防長印			

※ 消防章（中央）の表示カードに印字する。

裏面

白 紙

修了証の大きさは縦54mm横86mmとする。

別記様式 1 の 2

普通救命講習Ⅱ 修了証の様式

普通救命講習修了証			
	第		号
氏 名			
	年	月	日 生
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を 有することを認定します。			
交付年月日	年 (年)	月 日
再講習年月日	年 (年)	月 日
(努めて2～3年毎に受講してください)			
豊 中 市 消 防 長 印			

※ 消防章（中央）の表示カードに印字する。

裏 面

白 紙

修了証の大きさは縦54mm横86mmとする。

別記様式 2

応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅰ修了証の様式

普通救命講習修了証			
		第	号
氏名			
	年	月	日生
上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有することを認定します。			
交付年月日	年	(年)	月 日
再講習年月日	年	(年)	月 日
(努めて2～3年毎に受講してください)			
講習指導者	応急手当普及員	〇〇	〇〇
豊中市消防長 印			

※ 消防章（中央）の表示カードに印字する。

裏面

白 紙

修了証の大きさは縦54mm横86mmとする。

応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅱ修了証の様式

普通救命講習修了証			
	第		号
氏名			
	年	月	日生
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。			
交付年月日	年（	年）	月 日
再講習年月日	年（	年）	月 日
(努めて2～3年毎に受講してください)			
講習指導者	応急手当普及員	〇〇	〇〇
豊中市消防長印			

※ 消防章（中央）の表示カードに印字する。

裏面

白 紙

修了証の大きさは縦54mm横86mmとする。

別記様式 3

上級救命講習修了証の様式

上級救命講習修了証			
		第	号
氏 名			
	年	月	日 生
上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。			
交付年月日	年 (年)	月 日
再講習年月日	年 (年)	月 日
(努めて2～3年毎に受講してください)			
豊中市消防長 印			

※ 消防章（中央）の表示カードに印字する。

裏 面

白 紙

修了証の大きさは縦54mm横86mmとする。

別記様式 5

応急手当指導員認定証の様式
(消防職(団)員用)

応急手当指導員認定証			
	第		号
氏名			
	年	月	日生
上記の者を応急手当指導員として認定します。			
	年	(年)	月 日
豊中市消防長印			

※ 消防章(中央)の表示カードに印字する。

裏面

白	紙
---	---

修了証の大きさは縦54mm横86mmとする。

別記様式 5-1

応急手当指導員認定証の様式
(消防職(団)員以外の者用)

応急手当指導員認定証			
氏名	年	月	日生
第 号			
上記の者を応急手当指導員として認定します。			
交付年月日	年 (年)	月	日
再講習年月日	年 (年)	月	日
(本証は、発行日から3年間有効です)			
豊中市消防長印			

※ 消防章(中央)の表示カードに印字する。

裏面

白 紙

修了証の大きさは縦54mm横86mmとする。

別記様式 5-1

応急手当指導員認定証の様式
(消防職(団)員以外の者用)

応急手当指導員認定証			
氏名	年	月	日生
上記の者を応急手当指導員として認定します。			
認定年月日	年()	月	日
再講習年月日	年()	月	日
(本証は、認定日および再講習日から3年間有効です)			
豊中市消防長印			

※ 消防章(中央)の表示カードに印字する。

裏面

白紙

修了証の大きさは縦54mm横86mmとする。

別記様式 7

応急手当普及員認定証の様式

応急手当普及員認定証			
	第		号
氏 名			
	年	月	日 生
上記の者を応急手当普及員として認定します。			
認定年月日	年 (年)	月 日
再講習年月日	年 (年)	月 日
(本証は、認定日および再講習日から3年間有効です)			
豊中市消防長 印			

※ 消防章（中央）の表示カードに印字する。

裏 面

白	紙
---	---

修了証の大きさは縦54mm横86mmとする。

別記様式 7

応急手当普及員認定証の様式

応急手当普及員認定証			
	第		号
氏名			
	年	月	日生
上記の者を応急手当普及員として認定します。			
交付年月日	年 (年)	月 日
再講習年月日	年 (年)	月 日
(本証は、発行日から3年間有効です)			
豊中市消防長印			

※ 消防章（中央）の表示カードに印字する。

裏面

白	紙
---	---

修了証の大きさは縦54mm横86mmとする。